

THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 **会報**

2015.1 VOL.12



目次 (2015.1 VOL.12)

I 巻頭挨拶「平成27年 年頭所感」

日本商品先物取引協会 荒井史男会長…………… 1

II 主務省寄稿 「平成27年 年頭所感」

農林水産省 商品取引グループ 星川 泰輝 グループ長…………… 3

経済産業省 商取引・消費経済政策課 三浦 聡 課長…………… 4

III 東京商品取引所の取組み（上）～総合エネルギー市場創設に向けて

株式会社東京商品取引所…………… 5

IV 平成26年の相談状況及び苦情、紛争処理状況について…………… 1 1

V 「マイナンバー制度と支払調書」に関する説明会の開催について… 1 6

VI 統計資料等

1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況…………… 1 7

2 店頭商品CFD取引の状況…………… 1 8

3 登録外務員数の推移…………… 2 0

4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧…………… 2 1

5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧…………… 2 1

6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について…………… 2 2

事務所移転のお知らせ…………… 2 3

I. 巻頭挨拶

平成27年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

あらいふみお
会長 荒井史男

明けましておめでとうございます。新しい年を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

さて、日本の経済情勢は、平成24年12月に発足した安倍政権によるアベノミクスと日銀による異次元の金融緩和政策により、昨年の初めには景気は上向きだといわれ、4月の消費税引き上げ前の駆け込み需要等も相俟って企業の業績は上向きましたが、その反動として個人消費等の低迷が予想よりも長引き、本年10月に予定しておりました消費税の再引き上げは平成29年4月に見送られました。また、安倍政権発足時に85円台だった円ドル為替相場が昨年末に一時120円を突破するなど、急激な円安による物価への影響、さらには海外市場における原油価格の下落による産油国や関連企業のリスクも懸念されはじめており、今後の景気動向は楽観を許さないものとなってまいりました。

まさに本年は長年の景気低迷、デフレからの脱却のための正念場ともいえる年であり、昨年12月の衆議院選挙の勝利を受けた記者会見で、安部首相は「3本の矢の経済政策をさらに強く大胆に実施していく」と述べており、アベノミクスの第3の矢といわれる政府の成長戦略に期待がかかります。この第3の矢はご案内のとおり「民間投資を喚起する成長戦略」をいい、規制緩和等によって民間企業が真の実力を発揮できる社会を目指すもので、平成25年と26年にこれを実行するための取組として「規制改革実施計画」が策定されました。

そして、「規制改革実施計画」には商品先物取引に関してもいくつか取り上げられ、平成25年にはその一つに「勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行う」と明記されました。これを受けて農水省と経産省では不招請勧誘規制の緩和に係る具体的な検討を重ねられ、昨年4月に商品先物取引法施行規則（省令）改正案の意見募集が行われました。業界関係をはじめとして、勧誘規制の緩和を求める声が強いのですが、その一方で、不招請勧誘規制によってトラブルが低水準となっており、規制が緩和されればトラブルが再び増加することを懸念する反対意見も根強く展開されました。

これまで繰り返し主張してきましたとおり、トラブル減少の背景には、主務省による厳しい行政処分によって悪質な業者が撤退したという側面もありますが、やはり、平成16年、18年、21年の法改正による勧誘規制の強化に応じた自主規制ルールの見直しや、会員企業の協力のもとに実施した「商品先物取引委託者保護総合プログラム」などの数次にわたる施策への取組により、業界におけるコンプライアンス水準が着実に向上してきたことが挙げられます。もちろん現在も「コンプライアンス体制確立プログラム」を実行するなど、業界をあげてコンプライアンス水準

の向上に不断の努力を重ねているところです。

しかしながら、勧誘規制の緩和に対して強い反対意見が出されることは、商品先物取引に対する負のイメージが未だ根強く残っていることが背景にあり、業界に対する信頼、評価の向上をさらに図っていく必要があるかと存じます。

この負のイメージを払しょくするためには、ここ数年取り組んでいる商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、その中でもデリバティブ取引の種類及び取引形態を踏まえた自主規制の実施、投資家との接点となる登録外務員の資質向上といった施策に重点を置き、不招請勧誘規制が緩和されてもトラブルが増加することのないよう事業を実施していく所存です。

国内における商品先物取引市場の昨年の出来高を見れば、為替相場の変動を契機に秋口から盛り返しの気配が見られますが、総体的には、なお、厳しい状況が続いております。このような現状を打破すべく、東京商品取引所では経営刷新会議の提言を踏まえて金の限日取引の上場や一般大豆の取引単位の拡大を予定し、また、大阪堂島商品取引所ではコメの本上場に向けて鋭意努力を続けておられます。

本年は、このような取引所、商品先物取引業者、業界団体が一丸となって重ねている努力が実を結び、業界の新しい発展のスタートの年となりますよう祈念し、あわせて、本会の事業の推進について引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶といたします。



Ⅱ. 主務省寄稿

平成27年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局
商品取引グループ長 ほしかわ やすてる 星川 泰輝

新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、平素から商品先物取引行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

我が国の農産物の先物取引につきましては、主要品目であるとうもろこしの出来高が、昨年9月以降、上昇傾向にあり、平成26年計では、25年と比較して、約9%増加するなど、明るい兆しも見え始めているところです。

このような中で、市場関係者の皆様方におかれましては、商品先物市場の信頼性や利便性の向上、流動性の回復を図るため、各般の取り組みを行ってこられたところであり、このような御努力に対し、深く感謝申し上げます。

現在、「攻めの農林水産業」の実行に向けて各種の施策に取り組んでいるところですが、農業者、食品産業事業者等の経営の安定を図る上で、リスクヘッジ機能や価格形成の機能を有する農産物先物市場は、なくてはならない存在であると考えております。

このため、商品先物市場の信頼性の向上と市場の活性化に向けて、関係者の皆様方と協力しながら市場環境の整備に取り組んでいくことが必要と考えております。

日本商品先物取引協会におかれましては、会員に対しての指導・監督及び外務員の資質向上に真摯に取り組んでこられ、また、会員の皆様におかれましても、トラブルの防止に向けて日夜取り組んでこられた結果、苦情や紛争の件数は大幅に減少しているところです。

他方、未だ違反事例が散見されることも事実であり、商品先物業界に対する負のイメージは根強いものがあります。このような中では、特に勧誘に際しては、関係者が一体となって、今まで以上に節度を持って取り組んでいくことが必要と考えております。

また、市場の活性化のためには、商品先物に関する負のイメージを払拭するだけでなく、投資家の方が入って行きたいと思えるような市場にすることが何よりも重要であると思っております。

このため、関係者の皆様におかれましては、顧客満足度の高いビジネスモデルを展開していただくことが重要と考えておりますし、農林水産省といたしましても、皆様と一体となって、商品先物市場の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に皆様の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成27年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ
商取引・消費経済政策課長 み うら さとし
三 浦 聡

平成27年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、平素から商品先物取引行政に御理解と御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

私は、昨年7月に着任し、商品先物取引行政に初めて携わることとなりました。商品先物市場は歴史が長く、世界経済や国民生活と密接な関係を有しています。そのため、リスクヘッジや価格形成の産業インフラとして、重要な役割を担っております。

日本商品先物取引協会におかれましては、自主規制機関として、昨年4月に15周年を迎えられました。これまで自主規制の確立・徹底、紛議の解決及び外務員の研修・登録の業務を着実に推進し、会員企業の業務の改善、苦情件数の減少に成果をあげてこられました。

また、会員企業の皆様におかれましても、現下の厳しい状況の中、自主規制への対応、経営改善に努力してこられました。関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。

商品先物取引を巡る情勢については、東日本大震災以降、発電用燃料としてのLNG需要の高まりなどを背景に、エネルギー基本計画や日本再興戦略において、我が国エネルギー政策上の課題解決の手段として、エネルギー先物市場が明確に位置付けられており、商品先物市場の重要性・注目度はますます高まっております。昨年、商品先物取引法が改正され、電力先物の上場が可能となりました。また、事業者が先物取引を通じてヘッジを円滑に行うことができるよう、ヘッジ会計の見直しにも取り組んでいるところです。

昨年4月から12月の苦情・紛争仲介件数をみると、前年同期の38件から20件に大きく減少しております。

他方、違反事例が依然存在することも事実であります。そういった厳しい現状を踏まえ、勧誘に際しては、委託者に商品先物のリスクを理解していただいた上で、慎重に行う必要があります。今まで以上に襟を正し、トラブルが少なく信頼性の高い商品先物業界のイメージを官民一体で築き上げていきたいと考えております。

今後とも、各関係機関と連携し、また国内外の取引所との連携を強化し、我が国商品先物市場の活性化や更なる発展に取り組んでまいりたい所存です。

最後になりましたが、本年の皆様の御健勝と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

Ⅲ. 東京商品取引所の取組み（上）～総合エネルギー市場創設に向けて

（寄稿：株式会社東京商品取引所）

1. 我が国における総合エネルギー市場の創設について

1-1. 我が国のエネルギー市場の現状と課題

- (1) 我が国において、総合エネルギー市場創設の機運が高まっている。エネルギー資源に乏しい我が国は、石油や天然ガス、石炭といった一次エネルギーの輸入依存度が極めて高いことから、従来から安定供給が最優先課題とされ、エネルギー産業は長年にわたって政府の規制監督下に置かれてきた。

石油については、欧米の石油取引の自由化の流れを受けて、1996年には石油製品の輸入を制限していた特定石油製品輸入暫定措置法（特石法）が廃止されるなど、石油取引を取り巻く規制緩和が進み、1999年には、石油当業者の石油価格に対するヘッジニーズに対応して、東京工業品取引所（現「株式会社東京商品取引所」以下、「東商取」）が、石油市場を開設し、ガソリンと灯油、次いで2001年に原油、2003年には軽油の先物取引を上場した。

東商取の石油市場において原油と石油製品の先物取引が開始されたことで、例えば、石油の精製元売業者が利益の源泉となる精製マージン（原油と石油製品の価格差）を固定化するために、原油調達価格の買いヘッジと同時に、精製後のガソリンや灯油の販売価格の売りヘッジを行うことが可能となり、東商取では各商品の取引が活発化し、一定の価格発信力を持つようになってきている。

- (2) 電力やガスについても、近年自由化の機運が高まっており、電力については、2013年4月に閣議決定された「電力システム改革の基本方針」に基づき、2016年度に電力小売への参入が全面自由化されるとともに、商品先物取引法の改正により先物取引の対象に「電力」が追加され、商品取引所において電力の上場が可能となることが決定している。

都市ガスについても小売参入の全面自由化に向けた検討が政府レベルで進められているところである。

- (3) 自由化が先行している電力については、販売製品である電力と発電燃料の価格差が電力会社の利益の源泉となるため、近い将来、電力と燃料の価格差を固定化するニーズが高まってくることが予想される。近年、原子力発電所の稼働停止を受けて火力発電の割合がこれまで以上に高まっており、電力10社の発電量の電源構成をみると、2010年度から2013年度にかけて原子力が28.6%から1.0%に減少したのに対し、火力が61.7%から88.3%まで増加している¹。これに伴い、電力10社の燃料費は2010年度の合計3.6兆円から2013年度の7.7兆円まで増加し、3年連続で過去最高水準を更新する中で、電力会社の収益は圧迫され、2013年度は電力10社のうち4社が赤字となった。特に天然ガスについては、我が国が輸入するLNG価格は原油価格に連動していることから、国際的な天然ガス価格がシェール革命等により相対的に安定的に推移している一方で、2000年代半ばから原油価格が相対的に高値かつ不安定に推移してきたことにより、LNG価格が大きく変動し、2004年には1.6兆円であった我が国のLNG輸入金額は2013年には7.1兆円に増加し、電力会社における燃料費の増加に大きな影響を及ぼしているのみならず、貿易赤字を常態化させる一因ともなっている。

¹ 電気事業連合会資料より。

1-2. 総合的エネルギー市場の創設に向けて

- (1) 電力自由化が先行している欧米においては、多くの電力会社は、電力と燃料の価格差を固定化して利益を確保すべく、先物取引等を利用したリスク管理を行っているといわれており、近い将来、我が国の電力会社においても同様のリスク管理が求められるようになると思われる。例えば、燃料である LNG や石炭を先物市場で買うことで、将来の LNG の仕入れ価格を固定化すると同時に、製品である電力を先物市場で売ることによって将来の電力の販売価格を固定化し、収益を確保することが可能となる。さらに、LNG 先物と電力先物との価格差に比べて、石炭先物と電力先物の価格差が有利であれば、後者の先物取引の量を増やして利益を固定化すると同時に、ガス発電よりも石炭による発電量を増加させることで利益を増加させることが可能となる。このように、電力と LNG、電力と石炭などの間でも活発に裁定取引が行われることで、それぞれの価格が密接な関係を持って連動することになり、異なるエネルギー商品が相互に結びつき、統合された更に大きなエネルギー市場が形成されることになる。
- (2) 以上のような欧米の事例を参考に、自由化に伴う当業者のリスク管理の必要性に鑑みると、石油や LNG、石炭などの一次エネルギーと電力や石油製品といった二次エネルギーがワンストップで取引できる総合的なエネルギー市場の創設が望まれるところであり、政府においても、経済産業省主催の「LNG 先物市場協議会」が 2013 年 4 月に発表した報告書において「エネルギー関連企業のリスクヘッジの場としての利便性の観点からは、これまでに上場されてきた原油、ガソリン、灯油、軽油を含めた、総合的なエネルギー市場として整備していくべきである。」との提案がなされているほか、2013 年 4 月に閣議決定された「電力システム改革の基本方針」に基づき、2016 年度に実施される電力小売の全面自由化とともに、商品先物取引法の改正により先物取引の対象に「電力」が追加され、商品取引所において電力の上場が可能となるなど、総合的なエネルギー市場創設の環境整備が進んでいる。

こうした状況を踏まえ、東商取においては、石油、LNG の店頭取引市場の開設とともに、電力先物上場に向けた検討を進めている。次節以下で、これらの取組みの概要について紹介する。

2. 店頭市場活性化への取組み

2-1. JAPAN OTC EXCHANGE 株式会社 (JOE) の設立

- (1) 東商取では、既に石油の先物市場を開設しているが、この石油市場に加えて、LNG や電力市場等を創設することによって、総合エネルギー市場を整備することを目指している。即ちエネルギー関係の各商品の適正な価格指標を広く提供することを通じて、我が国におけるエネルギーの安定的な需給の確保に貢献することによって、我が国に必要な総合エネルギー市場を創設しようということである。
- (2) そこで、こうした取組みの一環として、2013年11月、エネルギー・ブローカーであるGINGA ENERGY JAPAN(株)と、合弁会社JAPAN OTC EXCHANGE(株) (以下「JOE」) を設立した。東商取は専ら先物市場の運営を行ってきたが、総合エネルギー市場としては先物のみならず店頭市場の活性化が不可欠であるとの考えに基づき、JOEは、参加者ニーズに即応した様々なコモディティ関連のOTC市場の開設・運営を目的としている。JOEは、2013年6月にガソリンや原油等の石油スワップ、次いで翌年9月にLNGのNon-deliverable Forward取引の店頭デリバティブ取引のプラットフォームの提供を開始した。これらの市場は、商品先物取引法上は「第1種特定商品市場類似施設」または「第2種特定商品市場類似施設」²と位置づけられ、取引参加者は当業者または金融機関に限定される。これらの参加者は、自己売買による相対の差金決済取引を、取引所と類似した取引画面上で行うことが可能となっている。

2-2. JOE における石油 SWAP 取引

JOE における石油スワップの概要は、表1に示すとおりである。スワップ取引とは、市況に連動する変動価格と固定価格との差金を決済する取引であり、現物の受渡しは伴わない。例えばスワップを買うという行為は、固定価格を買い、同時に変動価格を売るという二つの取引がセットになる。JOE のスワップ取引の変動価格は、対象商品に係る日々の市場価格の月間平均が採用されている。市場取引価格とは、RIM スワップであれば RIM 社が発表するガソリン・灯油等の日々のスポット取引価格であり、TOCOM スワップであれば、TOCOM (東商取) が発表する日々の先物取引価格を指す。JOE のスワップ取引の特徴は以下の3点である。

第一に、従来こうしたスワップ取引は、通常、取引所外の相対取引で行われているが、JOE では、インターネット上に会員制の取引画面を提供し、会員間の注文を取引画面に集約することによって取引機会の増加を図っていること。

第二に、東商取における先物取引同様、取引は東商取の子会社である(株)日本商品清算機構 (JCCH) によってクリアリングされるため、通常の相対取引で考慮しなければならない相手方の信用リスクが遮断されていること。

第三に、取引参加に係るコストが極めて低いことである。JOEでは参加登録に際し登録料³が発生するほかは、取引資格の維持費等は不要であるため、容易に取引に参加できる (取引の

² 第1種は商品取引所に未上場の商品、第2種は商品取引所に既上場の商品を対象としている。

³ 20,000円。2014年度中は免除。

成約ごと取引手数料⁴は発生する)。

こうした特徴もあって、昨年6月の市場開設以降、参加者は徐々に増加しており、コンスタントに取引が行われるようになっている。

表 1: 石油スワップ取引要綱

| 項目 | RIMスワップ取引 | TOCOMスワップ取引 |
|--------------|--|---|
| 取引内容 | 当月限のRIM月間平均価格(変動価格)と契約した固定価格との差額清算を行う取引 | 当月限のTOCOM月間平均価格(変動価格)と契約した固定価格との差額清算を行う取引 |
| 対象商品 | RIM社発表のアセスメント価格による東京湾海上バーージ、西日本海上バーージの ガソリン、灯油、軽油、A重油、LSA重油 | ガソリン、灯油、軽油、原油、中京ガソリン、中京灯油 |
| 取引期限 | 新甫発会日の属する月から起算した4月以内の限月 | 【原油以外】 新甫発会日の属する月の翌々月から起算して6月以内の限月 【原油】 新甫発会日の属する月から起算した6月以内の限月 |
| 清算単位 | 50キロリットル/1枚 | 50キロリットル/1枚 |
| 呼値とその単位 | 1キロリットル当たり10円刻み | 1キロリットル当たり10円刻み |
| 清算価格及び最終決済値段 | (当月限) RIM社発表の日々の国内石油製品海上バーージスポット(東京湾、西日本中値)の月間平均価格を採用 (その他の限月) RIM社発表の当日の国内石油製品ペーパーズワップのアセスメント価格(中値)を採用 | 【原油以外】 (当月限)TOCOMの帳入値段の月間平均価格を採用 (その他の限月)当日の帳入値段を採用 【原油】清算値段: TOCOMの帳入値段を採用 最終決済値段: TOCOM公表の最終決済価格を採用 |
| 最終決済日 | 翌月14日清算(休日に当たる場合は翌営業日) | 翌月14日清算(休日に当たる場合は翌営業日) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> JOE及びJCCHが定めた基本契約書に基づく取引であること。 円建ての取引であること。 JCCHにおいて清算することについて取引の当事者間で合意した取引であること。 JCCHのOTC清算参加者以外の取引である場合は、清算取次を委託する者(以下、「清算委託者」いう。)と清算参加者の間でJCCHが定める清算受託契約を締結しており、かつ当該取引の清算取次について清算参加者が承認した取引であること。 | |

2-3. JOEにおけるLNGのNon-deliverable Forward取引

JOEにおけるLNGのNon-deliverable Forward取引の概要は表2に示すとおりである。

この取引は、LNGのスポット取引の価格変動のヘッジ手段の提供を目的としているが、もう一つ、LNG自体の需給を反映した価格指標の確立という重要なミッションを有している。これは、我が国は世界最大のLNG輸入国(2012年の輸入量は1,187億m³で世界の36.2%)であり、我が国の電力会社やガス会社はLNG市場において主要なプレイヤーでありながら、現在公表されているLNG価格指標には、彼らの実取引が反映されていないとの問題意識に基づき、彼らの取引が価格指標に反映される仕組みを作ろうという試みである。

このため、経済産業省の協力もあり、日本でLNGを輸入している主要企業はほぼ全てJOEのLNG市場に参加しており、昨年11月7日に東京で開催された「LNG産消国会議」では宮沢経済産業大臣が、同会議の出席者に取引参加をよびかけるなど、政府の強力な支援を受けている国家的なプロジェクトともいえる。

取引状況については、夏場の電力需要低迷により、各社がLNGの余剰在庫を抱えている状況でヘッジ対象となるLNGのスポット取引が減少し、また原油価格の下落に伴いLNG価格も下落傾向にあることから買い手の買いヘッジニーズも乏しいことなどから、ヘッジ手段であ

⁴ 石油SWAPは20円/KL、LNG(Non-deliverable Forward)はUS0.005/mmBTU(2015年1月現在)。

る JOE の直近の取引もほとんど行われず、取引の活性化には長期的な取組みが必要になると思われるが、引き続き新たな取引参加者の獲得も含めて、活性化策の検討を行っているところである。

表2：LNG(Non-deliverable Forward)取引要綱

| | |
|--------|---|
| 類似施設種別 | 第1種特定商品市場類似施設 |
| 取引対象 | 液化天然ガス(LNG) (発熱量9,000~12,000kcal/m ³) |
| 取引種別 | Non-deliverable Forward (原則として現金決済、当事者間の合意により受渡可能とする。) |
| 取引単位 | 250,000 mmBTU(約5,000トン相当) |
| 刻み値 | US\$0.01/mmBTU |
| 決済期限 | 1ヶ月単位で最長12ヶ月先までのForward |
| 取引最終日 | 決済月の前月15日(休日の場合は前営業日) |
| 清算 | 当事者間での差損益金の授受 |
| 取引対象場所 | DES Japan(日本着船渡し) |
| 清算価格 | 取引最終日を含む最終3日間のRIM社のDES JAPAN LNGインデックスの平均 |

図1：JOEにおけるLNG(Non-deliverable Forward)の取引画面

The screenshot shows the JOE LNG TraderA interface. The main window displays a table of market data for 'JOE LNG DES Japan'. The table has columns for 'Qty', 'Bid', 'Ask', and 'Qty'. The data is organized by month, with '14-Sep' and '14-Oct' showing active trading. The '14-Sep' row shows a bid of 10.50 and an ask of 10.52. The '14-Oct' row shows a bid of 10.74 and an ask of 11.00. The interface also includes a menu bar at the top, a sidebar with month selection options, and a footer with the JOE logo and contact information.

| Code | Qty | Bid | Ask | Qty |
|--------|-----|-------|-------|-----|
| 14-Sep | 12* | 10.50 | 10.52 | 12* |
| | 12 | 10.48 | 11.00 | 12 |
| 14-Oct | 12* | 10.74 | 11.00 | 5* |
| 14-Nov | | | | |
| 14-Dec | | | | |
| 15-Jan | | | | |
| 15-Feb | | | | |
| 15-Mar | | | | |
| 15-Apr | | | | |
| 15-May | | | | |
| 15-Jun | | | | |
| 15-Jul | | | | |
| 15-Aug | | | | |

JOE LNG DES Japan
JOE Email Support: JOE Email S
JOE Phone Support: +81-3-5405-3

JOE
JAPAN OTC EXCHANGE, Inc.

3. 今後の展望

以上、JOE を中心に東商取の総合エネルギー市場創設に向けた取組みについて紹介してきたが、エネルギー市場の自由化が進んでいる欧米では、事業者が抱える価格変動リスクについて、金融機関によるリスク管理サービスの提供が一般的となっている。我が国においても、自由化の進展に伴って、事業者における価格変動リスクに対するヘッジニーズの高まりとともに、日商協会員にとっても新たなビジネス機会が生まれることが期待される。

第一種金融商品取引業者または当業者であれば、JOE に直接参加することが可能であるほか、東商取の先物市場の参加者であれば、追加的に JCCH の OTC 清算参加者資格を取得の上、JOE を含めた店頭デリバティブの清算取次ビジネスへの参入も選択肢となりうる。

詳細については、東商取市場構造研究所あるいは JOE まで直接お問い合わせいただきたい。

以上

【連絡先】

<本稿に関するお問い合わせ>

株式会社東京商品取引所

市場構造研究所

TEL : 03-3661-7565

FAX : 03-3664-0089

<JOE への参加登録に関するお問い合わせ>

JAPAN OTC EXCHANGE 株式会社

TEL : 03-5405-8831

FAX : 03-5405-3931

IV. 平成26年の相談状況及び苦情、紛争処理状況について

はじめに

本会では、相談センターを設置し、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成26年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成25年（前年）との比較・分析を行いました。

また、参考までに出来高が最も多かった平成15年の受付に関するデータを併記しました。

1. 「相談（問い合わせ）」について

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 協会では、次に掲げる相談、苦情及び紛争の解決を行うことができません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者の取引に係るもの

(1) 相談の受付件数

| | 平成26年 | 平成25年 | 平成15年 |
|-------------------|-------------|-------------|-----------------|
| 現会員等に関するもの | 275件 | 368件 | } 4,817件 |
| <<内訳>>国内商品 | (222件) | (268件) | |
| 外国商品 | (14件) | (33件) | |
| 店頭商品 | (39件) | (67件) | |
| 元会員等に関するもの | 45件 | 65件 | } 942件 |
| その他 | 129件 | 163件 | |
| 合計 | 449件 | 596件 | 5,759件 |

注1. 「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員及び会員と提携する商品先物取引仲立業者（以下「会員等」という。）で社名が判明した件数です。

注2. 「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務廃止等ですでに会員等でない社で社名が判明した件数です。

注3. 平成15年は「現会員等」及び「元会員等に関するもの」に区分できないため、両者の合計件数です。

＜解説＞

- ・ 平成26年における相談の受付件数は449件で、前年の596件と比べて147件（24.7%減）減少しました。
- ・ 内訳をみると、「現会員等に関するもの」の件数は平成26年が275件と前年の368件と比べて93件（25.3%減）の減少となりました。
- ・ また、「元会員等に関するもの」の件数は平成26年が45件と前年の65件と比べて20件（30.8%減）の減少となりました。

- ・ 「現会員等に関するもの」の内訳をみると、「国内商品」の件数は 222 件と前年の 268 件から 46 件減少したものの、「現会員等に関するもの」に占める割合は 72.8%から 80.7%に上昇しました。また、「外国商品」及び「店頭商品」の件数は合わせて 53 件と前年の 100 件から減少し、比率も 19.3%と前年の 27.2%から減少となりました。

(2) 相談の内容別件数

| | 平成 26 年 | 平成 25 年 |
|----------------------------------|---------------------|---------------------|
| 損金を取り戻せるか否かに関するもの | ① 58 件 (12.9%) | ① 88 件 (14.8%) |
| 勧誘に関するもの | ② 35 件 (7.8%) | ② 32 件 (5.4%) |
| 外国為替証拠金取引に関するもの | ③ 32 件 (7.1%) | ③ 28 件 (4.7%) |
| 日商協の対応に関するもの (苦情処理・紛争仲介の手続き等) | ④ 29 件 (6.6%) | ③ 28 件 (4.7%) |
| 売買に関するもの | ⑤ 20 件 (4.5%) | ⑦ 21 件 (3.5%) |
| インターネット取引に関するもの | ⑥ 14 件 (3.1%) | ⑥ 25 件 (4.2%) |
| 契約(約諾書等)に関するもの | ⑦ 12 件 (2.7%) | ⑪ 11 件 (1.8%) |
| 商品先物取引の仕組み・制度に関するもの | ⑧ 11 件 (2.4%) | ③ 28 件 (4.7%) |
| その他(上記以外) | 238 件 (53.0%) | 335 件 (56.2%) |
| 合 計 | 449 件 (100%) | 596 件 (100%) |

注. 相談件数前記の丸数字は、当該年の件数順位を示しています。

《 解 説 》

- ・ 相談の内容別件数をみると、順位に大きな変動はなく、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」「勧誘に関するもの」「外国為替証拠金取引に関するもの」が前年と同じく 1 位から 3 位となっています。
- ・ また、前年までは「無許可・無登録業者に関するもの」が 20 件ありましたが、平成 26 年は 3 件となり、8 位以内から消えました。これは平成 23 年 1 月施行の商品先物取引法が広く認識されるようになったことや、農林水産省及び経済産業省のホームページにおいて「無許可(無登録)で商品先物取引業(商品先物取引仲介業)を行う者の名称等について」が掲載され、一般に注意喚起がなされていることなどが要因と考えられます。

2. 「苦情」について

- お客様は、相談センターに対して電話、手紙及び WEB 等の方法により協会の会員に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情の処理は無料です。

(1) 苦情等（苦情＋紛争仲介直接申出）の受付件数

| | 平成 26 年 | 平成 25 年 | 平成 15 年 |
|------------|-------------|-------------|--------------|
| 苦情 | 17 件 | 36 件 | 321 件 |
| 紛争仲介直接申出 | 8 件 | 14 件 | 125 件 |
| 合 計 | 25 件 | 50 件 | 446 件 |

《解 説》

- ・ 平成 26 年の苦情件数は 17 件で、前年の 36 件に比べて 19 件（52.8%減）の減少となりました。また、紛争仲介直接申出も 8 件と前年の 14 件から 6 件（42.9%減）となり、苦情との合計（以下「苦情等」という。）件数は 25 件で、前年の 50 件に比べて 25 件（50.0%減）の減少となりました。
- ・ この 25 件について商品デリバティブ取引別でみると、国内商品市場と店頭商品デリバティブの両方の取引に関する事案 1 件を除き、すべて国内商品市場取引に関するものでした。
- ・ また、この 25 件のうち、本会の会員と提携する商品先物取引仲介業者に係るものが 4 件ありました。

(2) 苦情等の申出事由類型別

| | 平成 26 年 | 平成 25 年 |
|------------|-------------|-------------|
| 不当勧誘類型 | 20 件 | 33 件 |
| 一任売買類型 | 1 件 | 2 件 |
| 無断売買類型 | 2 件 | 3 件 |
| 仕切回避類型 | 2 件 | 6 件 |
| その他 | 0 件 | 6 件 |
| 合 計 | 25 件 | 50 件 |

《解 説》

- ・ 平成 26 年の申出事由類型別では、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引に係る勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が最も多く 20 件と苦情等全体（25 件）の 80.0%を占め、前年の 66.0%と比べて比率が上昇しました。

次いで件数の多いのは「無断売買類型」と「仕切回避類型」が各2件でした。

- ・ 不当勧誘類型の苦情等20件の具体的内容別件数は、「断定的判断の提供」と「執拗な勧誘」が各7件と最も多く、次いで「説明義務違反」と「両建」が各2件でした。

(3) 不当勧誘類型に占める未取引の割合

| | 平成26年 | 平成25年 |
|-------------|-----------|-----------|
| 苦情等件数 | 25件 | 50件 |
| 不当勧誘類型 | 20件 | 33件 |
| うち未取引(比率:%) | 2件(10.0%) | 5件(15.2%) |

《解説》

- ・ 平成26年の苦情等25件のうち、不当勧誘類型に属する苦情20件の中で取引開始に至っていない未取引の件数は2件で、前年の5件から3件(60.0%減)の減少となりました。
- ・ なお、上記未取引の苦情申出の対象となった会員に対しては「商品先物取引業務に関する規則第19条に基づく措置について」(平成26年2月26日改正)に基づき、当該苦情に関与した外務員の行う商品取引契約の締結に係る勧誘行為を5営業日の間自粛を求めるとし、併せて「コンプライアンス体制確立プログラム」(平成24年9月26日理事会決定)に基づき、申出の対象となった会員に対してヒアリングを実施し、効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行うことになっています。

3. 「紛争仲介」について

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っております。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士や専門知識を有する有識者等である担当あっせん・調停委員が行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくこととなります。

(1) 紛争仲介の受付件数

| | 平成26年 | 平成25年 | 平成15年 |
|---------------|-------|-------|--------|
| 紛争仲介件数 | 19件 | 25件 | 146件 |
| (うち、直接紛争仲介件数) | (8件) | (14件) | (125件) |

《解説》

- ・ 平成26年の紛争仲介受付件数は19件で、前年の25件に比べて6件(24.0%減)の減少となりました。
- ・ この19件について商品デリバティブ取引別で見ると、すべて国内商品市場取引に関するものでした。

- また、この 19 件のうち、本会の会員と提携する商品先物取引仲介業者に係るものが 4 件ありました。

(2) 紛争仲介の申出事由類型別

| | 平成 26 年 | 平成 25 年 |
|------------|-------------|-------------|
| 不当勧誘類型 | 15 件 | 18 件 |
| 一任売買類型 | 1 件 | 1 件 |
| 無断売買類型 | 1 件 | 2 件 |
| 仕切回避類型 | 2 件 | 2 件 |
| その他 | 0 件 | 4 件 |
| 合 計 | 19 件 | 25 件 |

《解 説》

- 平成 26 年の申出事由類型別では「不当勧誘類型」が最も多く 15 件と紛争仲介全体（19 件）の 78.9%を占め、比率は前年の 72.0%と比べて上昇しました。
次いで件数の多いのは「仕切回避類型」が 2 件でした。
- 不当勧誘類型の紛争仲介 15 件の具体的内容別件数は、「断定的判断の提供」と「執拗な勧誘」が各 4 件と最も多く、次いで「両建」が 3 件、「説明義務違反」が 2 件でした。

※苦情処理及び紛争仲介手続きの詳細は、協会HPをご覧ください。

→ https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html

また、ご相談については、下記の方法にてお問い合わせください。

日本商品先物取引協会 相談センター受付窓口

電話の場合 03-3664-6243

WEBの場合 <https://www.nisshokyo.or.jp/investor/soudan/form>

郵送の場合 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-4

- 電話による受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00
- 直接協会へご来訪の場合には事前にお知らせください。

V. 「マイナンバー制度と支払調書」に関する説明会の開催について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成 25 年 5 月 31 日に成立し、平成 27 年 10 月から各個人に対して市区町村から 12 ケタの個人番号（以下「マイナンバー」という。）が通知されることとなりました。

商品先物取引業者（以下「商先業者」という。）は、その顧客が差金等決済を行った場合や顧客から金地金等を買取った場合には、顧客ごとに支払調書を作成し所轄の税務署に対して提出することが義務付けられていますが、マイナンバー制度の導入により、当該支払調書に各顧客のマイナンバーを付記することが求められることとなります。

このマイナンバー制度の導入にあたり、国税庁は平成 26 年 12 月 3 日から 16 日までの間に「同法施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が相当と認める書類等を定める件」についてのパブリックコメントの募集を行いました。

本会では、マイナンバー制度の概要と支払調書に関しての説明会を日本商品先物振興協会と共催で開催し、国税庁課税総括課のご担当者を講師に迎えて商先業者の皆様にご説明していただきました。

この説明会の概要は次のとおりです。

| | | |
|------|---------------------|---------------|
| 日 時 | 平成 26 年 12 月 9 日（火） | 14 時～15 時 |
| 場 所 | 株式会社東京商品取引所 | 地下 1 階セミナールーム |
| 講 師 | 国税庁 課税部 課税総括課 | 番号利活用担当 |
| | 主 査 | 間瀬 利雄 氏 |
| | 国税庁 課税部 課税総括課 | 番号利活用担当 |
| | チーフ | 五十嵐 大 氏 |
| 参加者数 | 会員 31 社（50 名） | |



VI. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

| 年度 | 商先業者数 | | 国内市場 売買枚数 (千枚) | 国内市場 取組高 (千枚) | 国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚) | 国内取引 を行う社 の外務員 (人) | 手数料 収入 (百万円) | 国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件) | |
|--------|-------|------------|----------------------|---------------------|------------------------------|-----------------------------|--------------------|------------------------------------|---|
| | 全体 | 国内取 引社数 | | | | | | | |
| H16 年度 | — | 96 | 269,357 | 2,051 | 240,745 | 14,611 | 292,154 | 406 | |
| H17 年度 | — | 86 | 215,489 | 1,514 | 182,145 | 12,055 | 223,839 | 385 | |
| H18 年度 | — | 79 | 170,133 | 1,080 | 141,951 | 9,678 | 153,760 | 279 | |
| H19 年度 | — | 70 | 142,141 | 661 | 114,494 | 6,926 | 113,659 | 286 | |
| H20 年度 | — | 49 | 92,623 | 415 | 63,641 | 4,801 | 62,128 | 195 | |
| H21 年度 | — | 37 | 68,518 | 447 | 44,990 | 3,511 | 48,420 | 100 | |
| H22 年度 | 53 | 33 | 63,570 | 393 | 44,654 | 2,784 | 44,236 | 55 | |
| H23 年度 | 59 | 33 | 65,818 | 394 | 50,662 | 2,405 | 46,222 | 66 | |
| H24 年度 | 56 | 32 | 56,227 | 391 | 47,185 | 2,314 | 43,174 | 48 | |
| 前年比 | | | 85.4% | 99.3% | 93.1% | 96.2% | 93.4% | 72.7% | |
| H25 年度 | 51 | 32 | 48,377 | 265 | 43,571 | 2,308 | 34,370 | 40 | |
| 前年比 | | | 86.0% | 67.7% | 92.3% | 99.7% | 79.6% | 83.3% | |
| H26 年度 | 4 月 | 51 | 32 | 3,150 | 289 | 2,830 | 2,258 | 2,353 | 3 |
| | 5 月 | 51 | 32 | 3,014 | 316 | 2,701 | 2,411 | 2,399 | 4 |
| | 6 月 | 51 | 32 | 3,386 | 321 | 3,023 | 2,403 | 2,752 | 1 |
| | 7 月 | 51 | 32 | 3,474 | 360 | 3,078 | 2,384 | 2,739 | 3 |
| | 8 月 | 51 | 32 | 3,008 | 378 | 2,734 | 2,376 | 2,307 | 0 |
| | 9 月 | 51 | 32 | 3,727 | 389 | 3,366 | 2,336 | 2,393 | 4 |
| | 10 月 | 50 | 31 | 4,954 | 352 | 4,488 | 2,315 | 2,987 | 3 |
| | 11 月 | 50 | 31 | 4,822 | 326 | 4,400 | 2,318 | 2,999 | 0 |
| | 12 月 | 50 | 31 | 4,646 | 300 | 4,325 | 2,313 | 3,224 | 1 |
| H26 年度 | | | 34,180 | — | 30,945 | — | 24,153 | 19 | |
| 前年同月比 | | | 89.4% | | 89.8% | | 90.8% | 54.3% | |

(注) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。

(注) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。

(注) 商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。

(注) 平成23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

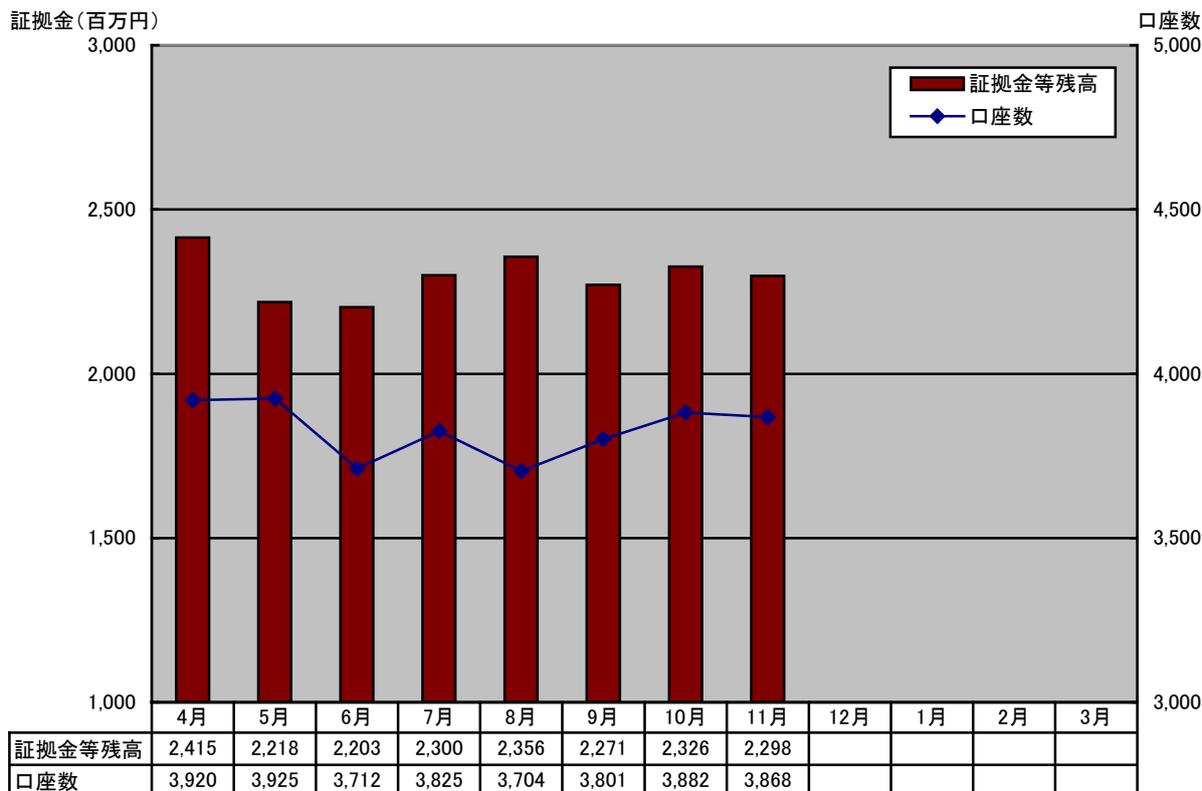
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

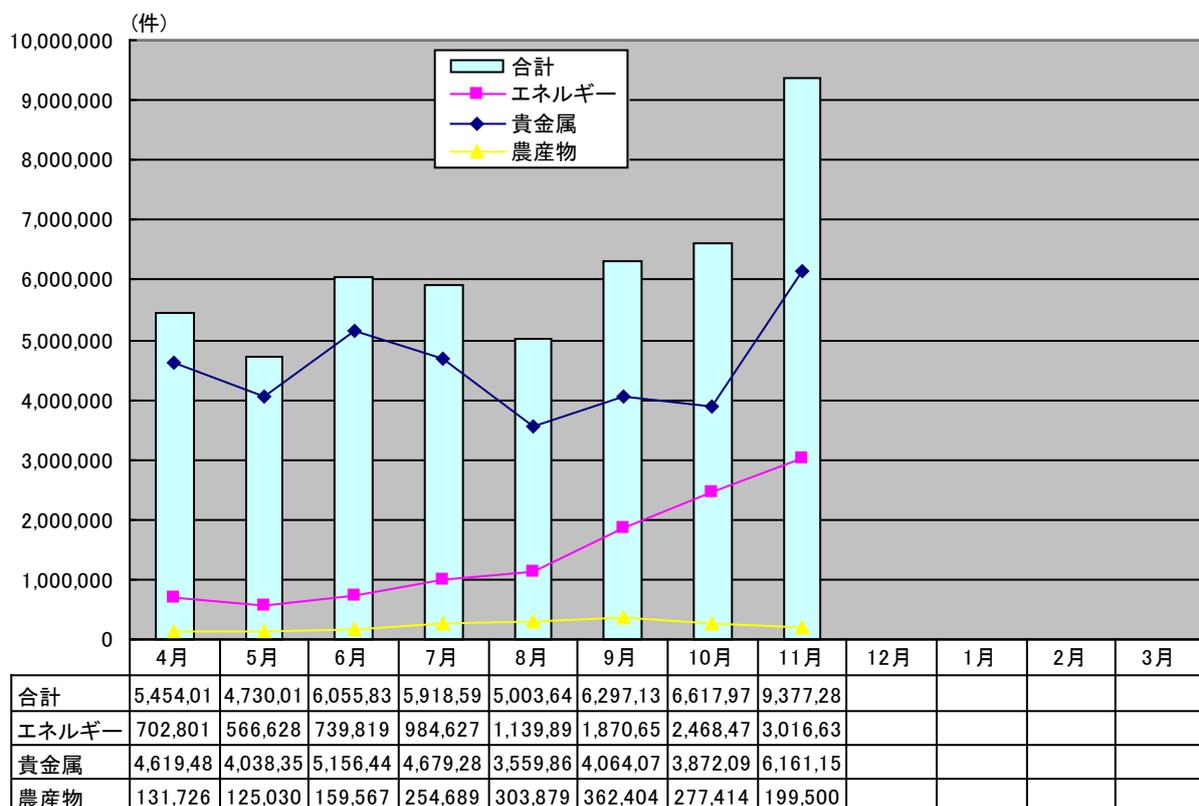
国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品CFD取引の状況

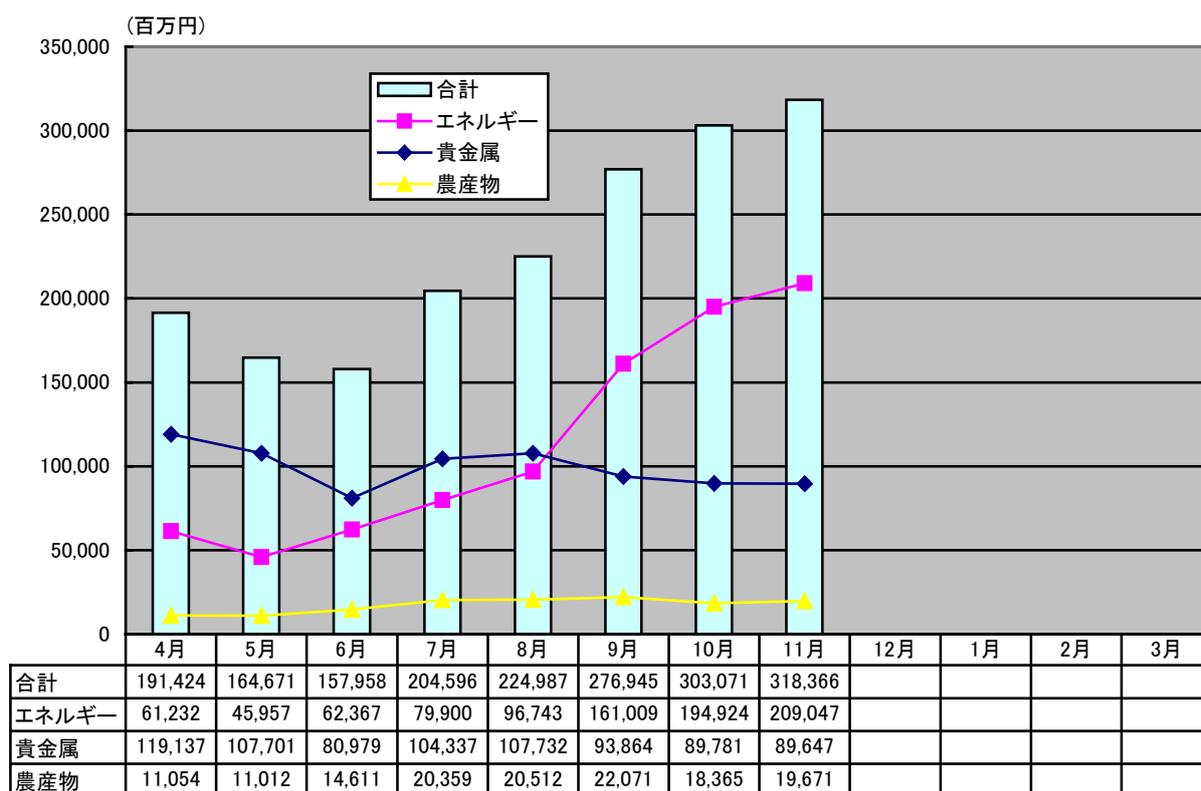
(1) 2014（平成26）年度 月末証拠金等残高と口座数



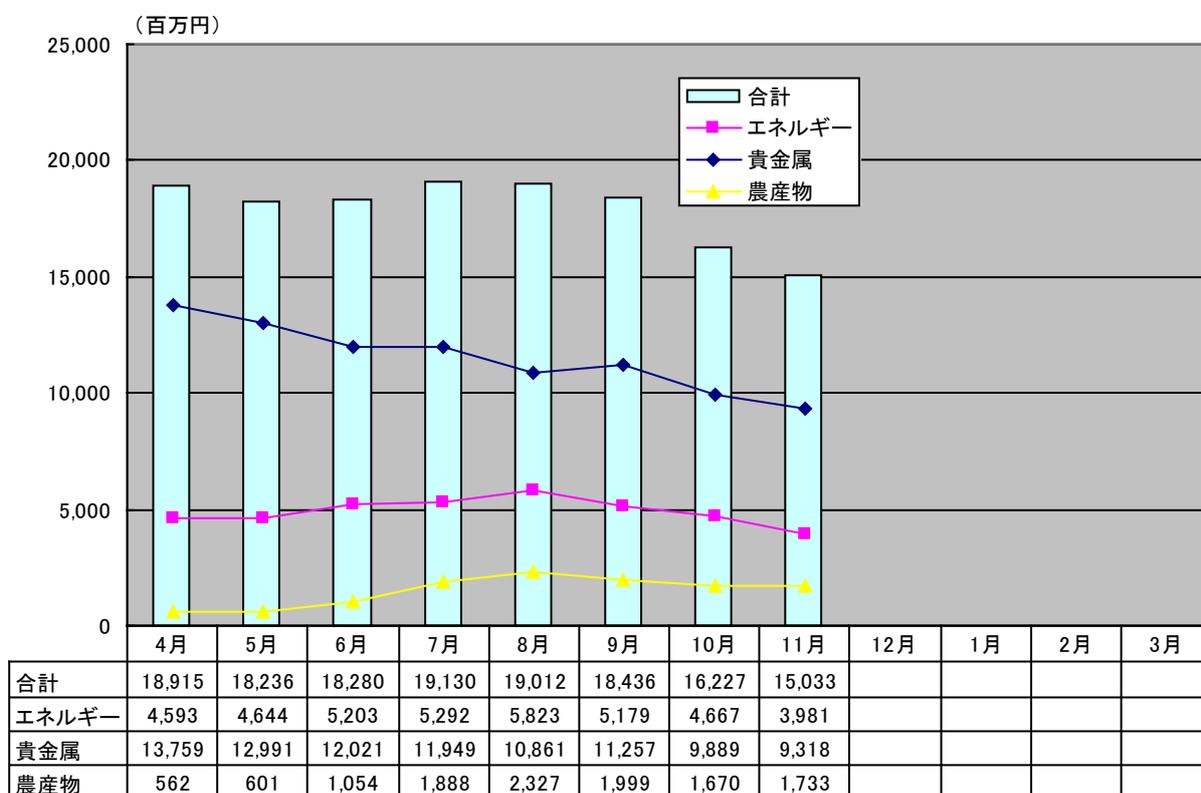
(2) 2014（平成26）年度 月間取引件数



(3) 2014 (平成 26) 年度 月間取引金額



(4) 2014 (平成 26) 年度 月末取引残高



3. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

単位：人

| | 前年度末外務員数 | 新規登録者数 | 登録更新者数 | 登録抹消者数 | 当年度末外務員数 |
|----------|----------|--------|--------|--------|----------|
| 平成 15 年度 | 14,773 | 5,619 | 2,487 | 5,498 | 14,894 |
| 平成 16 年度 | 14,894 | 4,872 | 2,473 | 5,155 | 14,611 |
| 平成 17 年度 | 14,611 | 4,271 | 729 | 6,827 | 12,055 |
| 平成 18 年度 | 12,055 | 2,695 | 545 | 5,072 | 9,678 |
| 平成 19 年度 | 9,678 | 1,668 | 457 | 4,420 | 6,926 |
| 平成 20 年度 | 6,926 | 980 | 287 | 3,105 | 4,801 |
| 平成 21 年度 | 4,801 | 715 | 887 | 2,005 | 3,511 |

平成 22-25 年度

単位：人

| | 前年度末外務員数 | | | 新規登録者数 | | | 登録更新者数 | | | 登録抹消者数 | | | 当年度末外務員数 | | |
|----------|----------|--------------|------------|--------|--------------|------------|--------|--------------|------------|--------|--------------|------------|----------|--------------|------------|
| | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 |
| 平成 22 年度 | 3,511 | 3,511 | 0 | 314 | 301 | 0 | 603 | 603 | 0 | 1,024 | 1,024 | 0 | 2,801 | 2,788 | 0 |
| 平成 23 年度 | 2,801 | 2,788 | 0 | 28,208 | 388 | 308 | 218 | 218 | 0 | 1,932 | 767 | 36 | 29,077 | 2,409 | 272 |
| 平成 24 年度 | 29,077 | 2,409 | 272 | 4,173 | 403 | 51 | 173 | 173 | 0 | 2,637 | 471 | 129 | 30,613 | 2,314 | 194 |
| 平成 25 年度 | 30,613 | 2,314 | 194 | 3,306 | 388 | 20 | 193 | 191 | 0 | 2,802 | 410 | 33 | 31,117 | 2,308 | 181 |

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 26 年度

単位：人

| | 前月末外務員数 | | | 新規登録者数 | | | 登録更新者数 | | | 登録抹消者数 | | | 当月末外務員数 | | |
|------|---------|--------------|------------|--------|--------------|------------|--------|--------------|------------|--------|--------------|------------|---------|--------------|------------|
| | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 | 合計 | うち国内 商品市場 | うち仲介 業者 |
| 4 月 | 31,117 | 2,308 | 181 | 159 | 8 | 1 | 6 | 6 | 0 | 330 | 58 | 2 | 30,946 | 2,258 | 180 |
| 5 月 | 30,946 | 2,258 | 180 | 385 | 180 | 0 | 16 | 16 | 0 | 208 | 27 | 1 | 31,123 | 2,411 | 179 |
| 6 月 | 31,123 | 2,411 | 179 | 247 | 25 | 31 | 10 | 10 | 0 | 123 | 33 | 4 | 31,247 | 2,403 | 206 |
| 7 月 | 31,247 | 2,403 | 206 | 210 | 8 | 0 | 61 | 61 | 0 | 210 | 27 | 3 | 31,247 | 2,384 | 203 |
| 8 月 | 31,247 | 2,384 | 203 | 200 | 14 | 2 | 4 | 4 | 0 | 125 | 22 | 2 | 31,322 | 2,376 | 203 |
| 9 月 | 31,322 | 2,376 | 203 | 242 | 20 | 0 | 5 | 5 | 0 | 140 | 60 | 9 | 31,424 | 2,336 | 194 |
| 10 月 | 31,424 | 2,336 | 194 | 125 | 26 | 3 | 34 | 34 | 0 | 246 | 47 | 3 | 31,303 | 2,315 | 194 |
| 11 月 | 31,303 | 2,315 | 194 | 122 | 18 | 0 | 20 | 20 | 0 | 111 | 15 | 2 | 31,314 | 2,318 | 192 |
| 12 月 | 31,314 | 2,318 | 192 | 148 | 14 | 0 | 16 | 16 | 0 | 109 | 19 | 4 | 31,353 | 2,313 | 188 |
| 1 月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 月 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 月 | | | | | | | | | | | | | | | |

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

| 外務員数 | 会員数 | うち国内商品市場を行う会員数 |
|----------------------|--------|----------------|
| 10,000 名以上 | 1 | 0 |
| 5,000 名以上 10,000 名未満 | 2 | 0 |
| 1,000 名以上 5,000 名未満 | 1 | 0 |
| 500 名以上 1,000 名未満 | 0 | 0 |
| 450 名以上 500 名未満 | 0 | 0 |
| 400 名以上 450 名未満 | 0 | 0 |
| 350 名以上 400 名未満 | 1 | 1 |
| 300 名以上 350 名未満 | 0 | 0 |
| 250 名以上 300 名未満 | 1 | 1 |
| 200 名以上 250 名未満 | 1 | 0 |
| 150 名以上 200 名未満 | 0 | 0 |
| 100 名以上 150 名未満 | 7 | 7 |
| 50 名以上 100 名未満 | 8 | 6 |
| 25 名以上 50 名未満 | 8 | 7 |
| 10 名以上 25 名未満 | 10 | 6 |
| 10 名未満 | 10 | 3 |
| 合 計 | 50 | 31 |
| 外務員総数(名) | 31,165 | 2,313 |

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 28,592 名であり、全体の 91.7%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 26 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

| | |
|----------|-----------|
| 10 名以上 | 1 (172 名) |
| 10 名未満 | 3 |
| 合 計 | 4 |
| 外務員総数(名) | 188 |

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

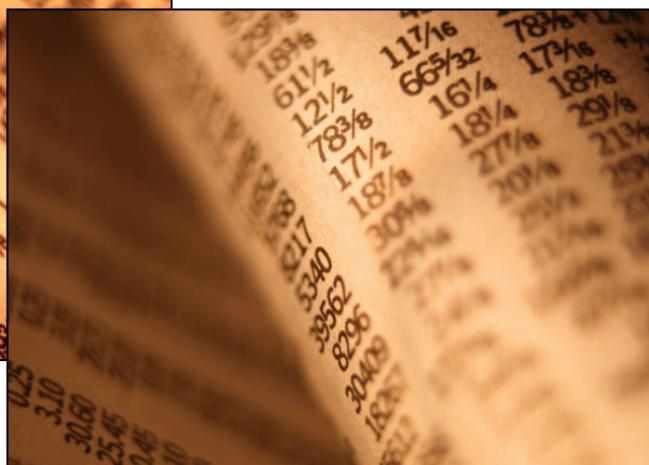
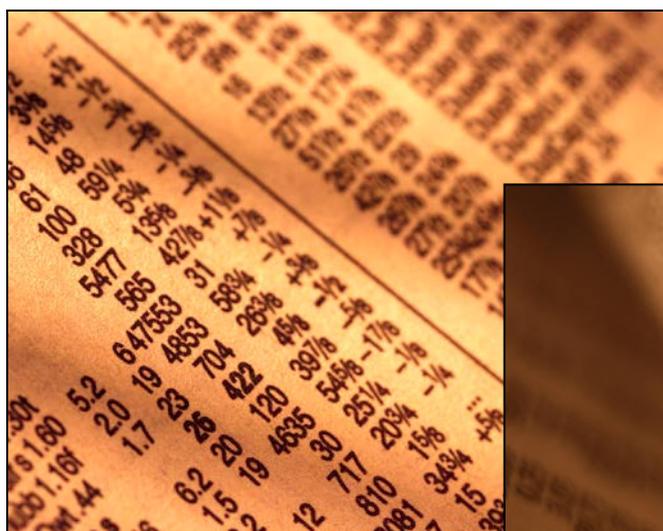
(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
株日本商品清算機構 [統計資料等](http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://jcch.sakura.ne.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

株東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
"（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>



＊ ＊ 事務所移転のお知らせ ＊ ＊

3月27日（金）をもちまして、現事務所での業務を終了し、

3月30日（月）より新事務所で業務を開始する予定です。

詳細なご案内は、後日ホームページ上で行います。

【新事務所住所】

東京都中央区日本橋堀留町1-10-7
(東京商品取引所ビル6階)



日本商品先物取引協会

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>